## 「中間とりまとめ - 年末答申に向けての問題提起-」 (平成20年7月2日 規制改革会議)(抜粋)

## Ⅱ. 各重点分野における規制改革

- 1 社会保障・少子化対策
- (2)福祉、保育、介護分野
  - ① 保育分野

## ア 抜本的な保育制度改革

## (ア) 直接契約方式の導入

児童福祉法改正により、平成10年以降、利用者が複数の保育所を選択し、申込みができるようにはなったものの、最終的には保育の実施主体である市町村が入所判定を行い、児童を各保育所に割り振る仕組みが現在でも続いている。そのため、利用者の視点に立ったサービス向上へのインセンティブが働きにくくなっている。

こうした状況下、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式を 導入すれば、住居地に縛られずに、自宅のある市町村以外、つまり、最寄り駅、 親の職場、児童の祖父母の家等に近い保育所に預けることや、必要なサービス を提供している保育所を選択することが可能となる。また、保育所の側では、 他の保育所との競争が起こり、利用者から選ばれる保育所となるための努力が 促されるというメリットもある。

一方、都市部を中心に行われている地方公共団体独自の取組の中で、直接契約方式を採用している東京都の認証保育所制度は、待機児童の貴重な受け皿として機能しているのみならず、認可保育所の施設最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。

そうした地方公共団体独自の取組を参考にし、直接契約方式を導入すべきである。

なお、直接契約方式では、サービス供給量が需要を下回る場合、本来、利用者に選択されるはずの施設が、逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかといった懸念が持ち上がるが、そうした状況を回避するには、セーフティネットとして公立保育所の位置づけ